

主要国の利子課税の概要

(2021年1月現在)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税方式	源泉分離課税 ^(注1) 20% (所得税: 15% + 地方税: 5%)	総合課税 10~37% + 州・地方政府税 ^(注2) (ニューヨーク市の場合 州税: 4.00~8.82% 市税: 2.7~3.4% + 税額の14%の付加税)	段階的課税(分離課税) 4段階 0、20、40、45% ^(注3)	申告不要(分離課税) ※総合課税も選択可 ^(注4) 26.375% (所得税: 25% + 連帯付加税: 税額の5.5%)	分離課税と総合課税の選択 (注5) (分離課税) 30% (所得税: 12.8% + 社会保障関連諸税: 17.2%) 又は (総合課税) 17.2%~62.2% (所得税: 0~45% + 社会保障関連諸税: 17.2%)

(注1) 特定公社債等の利子等については、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による申告分離課税の対象となる。源泉徴収されたものについては、申告不要を選択できる。ただし、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の株主である役員等が支払いを受けるものは総合課税の対象となる。

令和3年度税制改正案において、同族会社が発行した社債の利子で、その同族会社の役員等が関係法人を同族会社との間に介在させて支払いを受けるものについても、総合課税の対象に追加。

(注2) 州・地方政府税については、税率等は各々異なる。

(注3) 給与所得等、利子所得、配当所得の順に所得を積み上げて、利子所得のうち、5,000ポンド(69万円)以下のブラケットに対応する部分には0%、5,000ポンド超37,500ポンド(514万円)以下のブラケットに対応する部分には20%、37,500ポンド超150,000ポンド(2,055万円)以下のブラケットに対応する部分には40%、150,000ポンド超のブラケットに対応する部分には45%の税率が適用される。また、貯蓄控除として、20%の税率が適用される者は1,000ポンド(14万円)が、40%の税率が適用される者は500ポンド(7万円)が、それぞれ利子所得から控除される。

(注4) 資本所得と他の所得を合算したときに適用される税率が25%以下となる場合には、申告により総合課税の適用が可能。ただし、申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとって却って不利になる場合には、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、26.375%の源泉徴収税のみが課税される。

(注5) 利子・配当は原則として源泉徴収の対象となるが、前年の参照課税所得(課税所得に一部の所得控除(配当収入に係る控除等)を加算して戻したもの)が一定以下の者は、源泉徴収を受けずに申告分離課税を選択することができる。

(備考) 邦貨換算レートは、1ポンド=137円(裁定外国為替相場:令和3年(2021年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。